

## 別紙 2

### 公園内出店に係る確認事項

申請前に、以下の項目を必ず確認してください。

#### 1 出店資格と条件

##### ア 申込資格

- ・公的機関が発行する町内で有効な営業許可を有すること。
- ・食品衛生法に基づく「自動車による営業」の許可を有すること。
- ・町の観光 PR を実施すること。（パンフレット配布等：内容は町の指示による。）

##### イ 出店制限

次のいずれかに該当する場合は出店できません。

- ・暴力団員（八百津町暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると町長が認める者。
- ・過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- ・町税等を滞納している者。

#### 2 ごみの処理等における注意事項

- ア 出店者は、ごみ箱を各店舗付近の見やすい位置に設置し、利用者に周知するとともに、分別して適切に回収・処分すること。
- イ 出店者は、店舗及びその周辺を常に清掃し、清潔に保つことにより公園利用者が快適に過ごせるように努めること。
- ウ 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないよう出店者において、各ブース下（売り場含む。）にビニールシート（防炎性のもの）を敷くなどの対応をし、汚損しないように努めること。もし、汚損した場合には出店者において清掃すること。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求する場合がある。
- エ 出店により生じた排水（雨水を除く）は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。
- オ 出店後、出店により生じたごみのみならず、園内の放置ごみを確認し処分すること。

### 3 公園利用について

- ア 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（店舗に置くことは可）、ハンドマイク、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可）、ネオンサインなどは禁止とする。
- イ 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、又は極端に営業時間が短くなる場合は、地域振興課へ、前日 午後 3 時 0 0 分までに連絡すること。
- ウ 車両による搬入搬出については、地域振興課から交付する許可証を受け、車両のフロントの見やすい位置に掲示すること。また、車両移動の際は、公園利用者の安全確保を最優先とし、人が少ない時間帯（搬入：原則午前 9 時 3 0 分まで 搬出：原則午後 4 時から午後 5 時まで）を選び、ハザードランプを点灯させ最徐行運転とすること。
- エ 園内の指定された場所以外に駐車しないこと。また、営業終了後は後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。
- オ 出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理すること。盗難・紛失・破損等については、八百津町は一切責任を負わないこととする。
- カ 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処すること。

### 4 設備について

- ア 園内の電気、水道の利用は許可しないため、出店者各自で用意すること。発電機や火気を使用する場合は、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な手続をすること。
- イ 発電機を使用する場合は、静音仕様のものを使用する、又は養生を行うなど稼働音への配慮を行うこと。
- ウ 出店後は出店場所の現状復旧を必ず行うこと。

### 5 事故等のトラブルについて

- ア 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応する。また出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害に対する賠償の一切の責任や、その他事故・トラブル等の一切の責任は、出店者が負うこととする。なお、トラブルが発生した場合については、終了後、その内容を八百津町に報告すること。
- イ 生食品の管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ウ 食中毒等予防のため、保健所による改善指導が実施される場合は対応すること。
- エ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は掲示しないこと。
- オ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られるが、各出店者の判断で消費者への配慮を行うこととする。（正確に把握している品目のみ表示し曖昧

な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。

- カ 公園敷地内は禁煙とする。
- キ 本要綱に定めるもののほか、関連法令を遵守すること。
- ク 緊急時のために常時連絡が取れるようにすること。
- ケ その他不明な点については、町に相談すること。

## 6 現状復旧

- ア 出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。
- イ 出店者は、出店場所の使用に当たり、町または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ウ 移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、町はその責めを負いません。